



島根県報

平成17年9月30日 (金)
号外第96号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

公 告

島根県人事行政の運営等の状況の公表

(人 事 課)

公 告

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第4条第1号の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成16年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	(参考)15年 度の人件費率
16年度	人 747,469	千円 579,476,279	千円 1,997,469	千円 136,647,599	% 23.6	% 23.2

イ 職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	人 14,968	千円 63,432,605	千円 11,145,217	千円 25,697,509	千円 100,275,331	千円 6,699

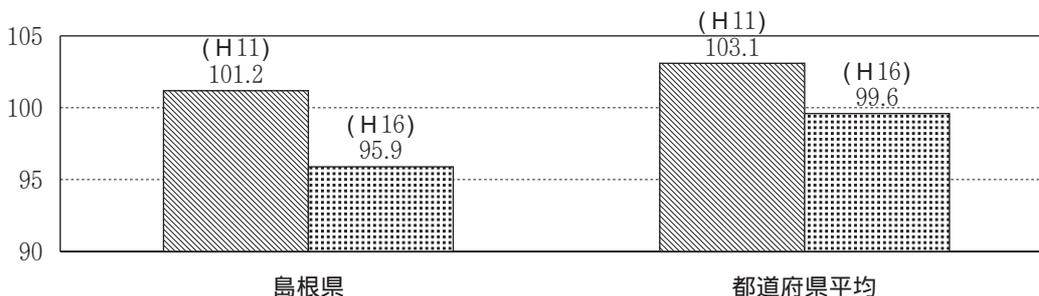
- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 「給与費」は、当初予算に計上された額である。

ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例(平成15年島根県条例第14号)及び職員の給与の特例に関する条例(平成15年島根県条例第15号)(以下これらを「特例条例」という。)に基づき、平成19年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
知 事	20%	20%
副知事・出納長	15%	15%
管理職手当受給者	10%~8%	10%~8%
上記以外の職員	6%	6%~3%

エ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成17年4月1日現在)

職 種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42歳9月	335,576円	397,174円
技能労務職	46歳2月	328,923円	374,340円
高等学校教育職	41歳11月	372,727円	428,802円
小中学校教育職	43歳1月	377,441円	430,381円
警察職	42歳5月	348,278円	476,183円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額の合計の平均であり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

イ 職員の初任給の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	島 根 県		国	
	初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料
一般行政職	大学卒 170,700円 (160,458円)	184,400円	170,700円	184,400円
	高校卒 138,800円 (130,472円)	148,500円	138,800円	148,500円
技能労務職(免許職)	高校卒 151,500円 (142,410円)	164,700円	-	-
技能労務職(非免許職)	高校卒 145,500円 (136,770円)	157,500円	-	-
高等学校教育職	大学卒 191,100円 (179,634円)	205,000円	-	-
小・中学校教育職	大学卒 191,100円 (179,634円)	205,000円	-	-
警察職	大学卒 195,600円 (183,864円)	210,300円	198,500円	214,700円
	高校卒 163,300円 (153,502円)	177,400円	156,700円	177,400円

(注) 初任給の下段の()書きは、特例条例による減額後の額である。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 252,402円	310,590円	369,626円
	高校卒 202,462円	259,594円	315,556円
技能労務職	高校卒 199,781円	240,988円	285,177円
高等学校教育職	大学卒 306,395円	354,327円	389,991円
小中学校教育職	大学卒 311,239円	355,735円	385,695円
警察職	大学卒 279,537円	323,454円	383,187円
	高校卒 241,446円	292,254円	344,604円

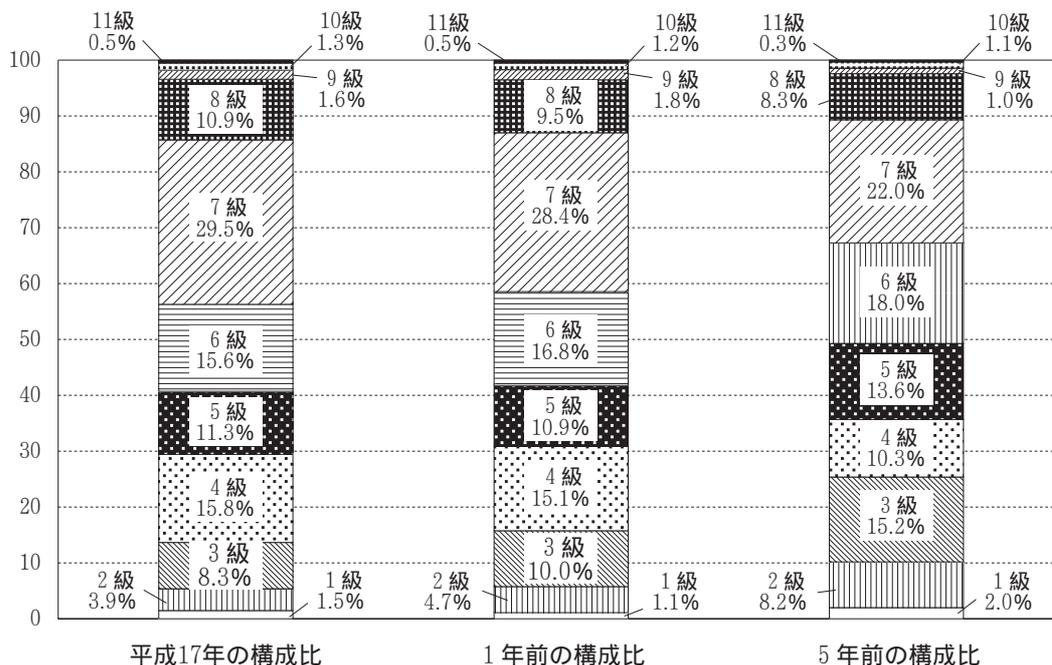
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比
1 級	主事・技師	60人	1.5%
2 級	主事・技師	161人	3.9%
3 級	主事・技師	339人	8.3%
4 級	主任主事・主任技師	651人	15.8%
5 級	主任	463人	11.3%
6 級	グループリーダー	639人	15.6%
7 級	グループリーダー	1,212人	29.5%
8 級	課長	446人	10.9%
9 級	課長	66人	1.6%
10 級	次長	52人	1.3%
11 級	部長	19人	0.5%

(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



イ 昇給期間短縮の状況

区 分		合 計	一 般 行政職	技 能 労務職	高等学校 教育職	小・中学 校教育職	警察職	その他
16年度	職 員 数 A	人 15,231	人 4,191	人 467	人 2,241	人 5,025	人 1,424	人 1,883
	普通昇給期間(12~24 月)を短縮して昇給し た職員数 B	人 2,368	人 371	人 67	人 472	人 872	人 309	人 277
	比 率 B / A	% 15.5	% 8.9	% 14.3	% 21.1	% 17.4	% 21.7	% 14.7
15年度	職 員 数 A	人 15,425	人 4,254	人 480	人 2,282	人 5,090	人 1,415	人 1,904
	普通昇給期間(12~24 月)を短縮して昇給し た職員数 B	人 2,935	人 707	人 88	人 510	人 1,001	人 302	人 327
	比 率 B / A	% 19.0	% 16.6	% 18.3	% 22.3	% 19.7	% 21.3	% 17.2

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県				国	
1人当たり平均支給額(平成16年度)				-	
1,814千円					
(平成16年度支給割合)				(平成16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.4月分			3.0月分	1.4月分
(1.6)月分	(0.7)月分			(1.6)月分	(0.7)月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5~20%			役職加算	5~20%
管理職加算	15~25%			管理職加算	10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成17年4月1日現在)

島 根 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.0月分	27.3月分	勤続20年	21.0月分	27.3月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	3,339千円	27,856千円			

(注) 「1人当たり平均支給額」は、前年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 調整手当(平成17年4月1日現在)

支給実績(平成16年度)			19,669千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度)			437,087円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都(特別区)	12%	25人	12%
大阪府大阪市	10%	11人	10%
福岡県北九州市	5%	3人	5%
広島県広島市	3%	6人	3%

エ 特殊勤務手当(平成17年4月1日現在)

支給実績(平成16年度)		730,526千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度)		87,237円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)		55.3%
手当の種類(手当数)		70
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	夜間特殊業務手当
		教員特殊業務手当
		医師手当
		教育業務連絡指導手当
		看護業務従事手当
	多くの職員に支給されている手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当(看護師等)
		夜間特殊業務手当(警察職員)
		看護業務従事手当

オ 時間外勤務手当

16年度	支給実績	2,747,330千円
	職員1人当たり平均支給年額	182千円
15年度	支給実績	3,138,406千円
	職員1人当たり平均支給年額	203千円

カ その他の手当(平成17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(16年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度)
扶養手当	配偶者	13,500円	同じ	千円	円
	2人まで(配偶者扶養)	6,000円			
	1人(配偶者非扶養)	6,500円			
	1人(配偶者なし)	11,000円			
	その他	5,000円			
	特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算	5,000円			
				2,076,403	230,047

住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円 × 1/2 × (家賃 - 23,000円) 持家居住者 新築・購入から 5 年間 2,500円	同じ	-	千円 731,682	円 150,212
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具（自動四輪車以外）使用者 2キロ～78キロ以上 700～17,400円 交通用具（自動四輪車）使用者 2キロ～78キロ以上 1,400～34,800円	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,039,047	円 88,085
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる。 （国：距離により6,000円～45,000円）	千円 338,767	円 325,738
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 2,000円～307,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 324,191	円 2,770,863
管理職手当	支給額 部長級 給料月額 × 25% 次長級 給料月額 × 20% 課長級 給料月額 × 10%～16%		国：棒給の特別調整額として支給	千円 1,133,527	円 733,200
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特 地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額 × 1/2 + その月の給料及び扶養手当の月額） × 4%～16%	同じ	-	千円 242,416	円 492,716
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額 × 2%～6%	同じ	-	千円 151,584	円 206,518
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額 × 4%～25%			千円 437,945	円 426,431
へき地手当に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額 × 2%～4%			千円 71,660	円 181,878

定時制通信 教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育 に従事する教育職員に支給 支給額 給料月額×10%			千円 51,817	円 498,242
産業教育手 当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実 習授業等に従事する教育職員に支給 支給額 給料月額×10%			千円 121,565	円 458,734
義務教育等 教員特別手 当	小・中・高・盲・ろう・養護学校に勤務す る教育職員に支給 最高支給限度額 20,200円			千円 1,189,576	円 166,003
休日勤務手 当	支給額 時間外勤務時間数×勤務1時間当 たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千円 171,896	円 81,274
夜間勤務手 当	交替制勤務者が午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 時間外勤務時間数×勤務1時間当 たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千円 148,746	円 114,420
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～ 30,000円	同じ	-	千円 515,246	円 211,687
管理職員特 別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必 要により週休日又は休日に勤務した管理職 員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～ 12,000円(実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円)	同じ	-	千円 4,642	円 44,210
農林漁業普 及指導手当	農・林・水産業等に関する専門の事項につ いて、調査研究を行う職員並びに技術及び 知識の普及指導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			H17年度 新設	H17年度 新設
災害派遣手 当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他 の地方公共団体等から派遣された職員に支 給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武力攻撃災 害等派遣手 当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のた めの措置の実施のため国又は他の地方公共 団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円			H16.12 新設	H16.12 新設

(5) 特別職の報酬等の状況(平成17年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,280,000円 (1,024,000円)
	副 知 事	1,000,000円 (850,000円)
	出 納 長	845,000円 (718,250円)
報 酬	議 長	960,000円 (768,000円)
	副 議 長	835,000円 (709,750円)
	議 員	770,000円 (654,500円)
期 末 手 当	知 事	(平成16年度支給割合) 3.3 月分
	副 知 事	(平成16年度支給割合) 3.3 月分
退 職 手 当	議 長	(平成16年度支給割合) 3.3 月分
	副 議 長	
	議 員	
	知 事	(算定方式・支給時期) 128万円×在職月数×0.7(在任期間ごと)
	副 知 事	100万円×在職月数×0.5(在任期間ごと)
	出 納 長	84.5万円×在職月数×0.35(在任期間ごと)

(注) () 書きは、特例条例による減額後の額である。

(6) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成17年	平成16年		
一般行政部門	議会	25人	24人	1人	
	総務	651	650	1	
	税務	134	129	5	徴税強化、滞納対策等による増
	民生	337	383	46	福祉業務の移管等による減
	衛生	437	427	10	ダイオキシン対策等による増
	労働	71	70	1	
	農林水産	1,121	1,185	64	農業改良普及、林業改良普及の見直しによる減
	商工	182	170	12	産業振興の強化等による増
	土木	959	976	17	公共事業の削減等による減
	小計	3,917	4,014	97	
特別行政部門	教育	8,379	8,501	122	生徒数減による学級数の減少による減
	警察	1,755	1,743	12	警察官の増員による増
	小計	10,134	10,244	110	
公営企業等会計部門	病院	841	851	10	湖陵病院の病棟廃止による看護師減等
	水道	32	35	3	フラット化グループ化による定数減等
	下水道	22	22	0	
	その他	67	66	1	
	小計	962	974	12	
合計		15,013 (16,203)	15,232 (16,337)	219 (134)	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 () 内は、条例定数の合計である。

イ 職員の任免に関する状況

ア) 平成16年度及び平成17年度の職種別採用者数

(人)

職種	区分	H17.4.1	H 16 年 度	
			H16.4.1	H16.4.2~H17.3.31
一般行政職		30	53	23
警察職		66	55	31
小中学校教育職		49	64	
高等学校教育職		49	48	
その他	海事職		4	
	研究職	3	4	1
	医療職	34	34	39
	技能労務職			
	その他	7	7	5
計		238	269	99

(注) 1 職種区分は、「平成17年度地方公務員給与実態調査」による。

2 職種区分の「その他」のうちの「その他」とは、県立大学教員、企業局職員等である。

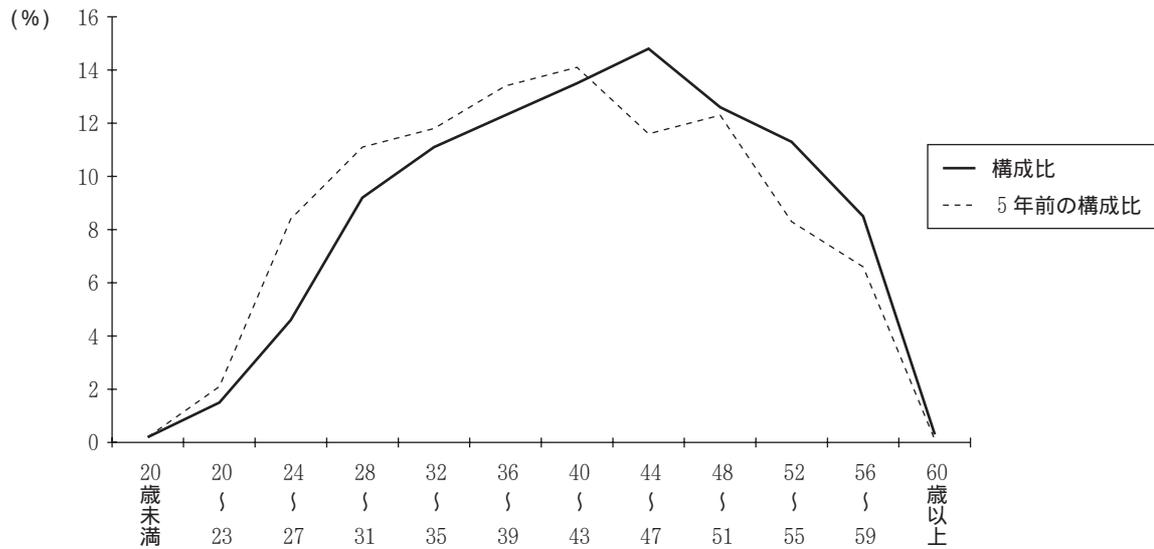
(イ) 平成16年度職種別事由別離職者数

(人)

区 分 職 種	合計	定年 退職	勸奨 退職	定 年 前 希望退職	普通 退職	そ の 他				
						分限免職	懲戒免職	失 職	死亡退職	再任用後 の離職者
一 般 行 政 職	124	27	53	8	26	2			3	5
警 察 職	83	25	22	7	27	1			1	
小 中 学 校 教 育 職	136	57	17	19	37		2		3	1
高 等 学 校 教 育 職	65	33	5	2	18		1		1	5
そ の 他	海 事 職	2	1	1						
	研 究 職	8	3	1		3				1
	医 療 職	91	9	14	34	32			2	
	技 能 労 務 職	30	10	6	2	1				11
	そ の 他	20	3	6	2	9				
計	559	168	125	74	153	3	3		10	23

- (注) 1 職種区分は、「平成17年度地方公務員給与実態調査」による。
- 2 職種区分の「その他」のうち「その他」とは、県立大学教員、企業局職員等である。
- 3 「勸奨退職」とは、任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて離職することをいう。
- 4 「定年前希望退職」とは、年度末年齢45歳から55歳までの者で、島根県早期退職特例制度の適用を受けて離職することをいう。
- 5 「普通退職」とは、自己都合により離職することをいう。
- 6 「分限免職」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項の事由により分限処分を受けて離職することをいう。
- 7 「懲戒免職」とは、地方公務員法第29条第1項の事由により懲戒処分を受けて離職することをいう。
- 8 「失職」とは、職員が法定の欠格事項（地方公務員法第16条各号（第3号を除く。））に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するものに該当して離職することをいう。
- 9 「再任用後の離職者」とは、地方公務員法第28条の4及び第28条の5の規定に基づき再任用され、その任期が満了したことにより離職することをいう。

ウ 年齢別職員構成の状況 (平成17年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 33	人 229	人 696	人 1,386	人 1,673	人 1,850	人 2,027	人 2,220	人 1,891	人 1,693	人 1,275	人 40	人 15,013

エ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

(ア) 定員適正化目標

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成15年4月1日	平成24年4月1日	一般行政部門及び特別行政部門(教員、警察官等を除く。)で1,000人の純減

(注) 平成14年10月策定の「島根県新行政システム推進計画」及び平成16年10月策定の「中期財政改革基本方針」に定員削減を位置づけ実施中である。

(イ) 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

一般行政部門及び特別行政部門(教員、警察官等を除く。)で、797人の純減

(ウ) 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成15年～17年	(参考)
		(計画前年)	(1年目)	(2年目)	(3年目)		
一般行政及び特別行政の一部	減員		138人	151人	155人	444人	1,000人
	増員		72	76	32	180	
	差引		66	75	123	264 (26%)	
	職員数	5,047	4,981	4,906	4,783		

(注) 1 計画期間は、平成15年～24年の10年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 計画の対象は、一般行政部門及び特別行政部門(教員、警察官等を除く。)である。

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間その他の勤務条件

ア 職員の勤務時間 (標準)

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8 時間	8 : 30	17 : 15	12 : 15 ~ 13 : 00	12 : 00 ~ 12 : 15 17 : 00 ~ 17 : 15

(参考) 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)、職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県人事委員会規則第5号)、職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)及び職員の勤務時間に関する規程(平成4年島根県教育委員会訓令第5号)(知事部局等、教育委員会、警察本部)

イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1年(暦年)につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めるときは、1年以内の期間は有給休暇
夏季休暇	7月から9月までの間に4日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2日を超えない範囲内で生理休暇を取得できる。
産前産後休暇	産前：8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7日以内 妻の出産：3日以内 忌引：配偶者10日以内、父母7日以内(血族)等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々1日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後3年に達しない生児を育てる場合(育児時間)等、特定の事由がある場合に限って与える。

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)、職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号)

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和31年島根県人事委員会規則第11号)

ウ 特別休暇の種類 (主なもの)

種 類	付 与 日 数
骨髓提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5日以内
育児時間	満1歳まで 1日2回それぞれ60分以内
子の看護のための休暇	5日以内
就業禁止 (労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) 第68条)	必要と認める期間
妊娠障害 (つわり)	2週間以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	処分の種類					合 計
	降 任	免 職	休 職	降 給	人	
勤務実績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)	0	1	16	0		17
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	1	0	0		1
その他	0	0	0	0		0
合 計	0	2	16	0		18

教育委員会

処分の種類 処分事由	処分の種類					合 計
	降 任	免 職	休 職	降 給	人	
勤務実績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	0	0	0	0		0
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)	0	0	90	0		90
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0		0
その他	0	0	0	0		0
合 計	0	0	90	0		90

(注) 県費負担教職員を含む。

警察本部

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)	0	1	1	0	2
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	1	1	0	2

イ 懲戒処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人 1	人 0	人 1	人 0	人 2
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った 場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)	0	1	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の あった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	1	1	1	0	3

教育委員会

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人 0	人 5	人 0	人 3	人 8
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った 場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の あった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)	1	0	0	0	1
合 計	1	5	0	3	9

(注) 県費負担教職員を含む。

警察本部

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)	1	2	0	0	3
合 計	2	2	0	0	4

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 A (日)	総取得日数 B (日)	全対象職員数 C (人)	平均取得日数 B / C (日)	消 化 率 B / A (%)
知 事 部 局 等	177,053	47,664	4,538	10.5	26.9
教 育 委 員 会	99,772	26,664	2,575	10.4	26.7
警 察 本 部	66,998	10,852	1,758	6.2	16.2
合 計	343,823	85,180	8,871	9.6	24.8

(注) 対象期間 暦年(平成16年1月1日から平成16年12月31日まで)

イ 育児休業の取得状況

区 分		育児休業取得者数		部分休業取得者数	
			うち両休業取得者数		
知 事 部 局 等	男 性 職 員	0人	0人	0人	0人
		0	0	0	0
	女 性 職 員	61	0	0	0
		52	0	0	0
教 育 委 員 会	男 性 職 員	1	0	1	0
		0	0	0	0
	女 性 職 員	151	0	3	0
		179	0	0	0
警 察 本 部	男 性 職 員	0	0	0	0
		0	0	0	0
	女 性 職 員	9	0	0	0
		4	0	0	0
計		222	0	4	0
		235	0	0	0

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「うち両休業取得者数」の欄の上段は平成16年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が平成15年度から16年度にかけて引き続けている者の数

ウ 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
			全日型中心	時間型中心
知事部局等	男性職員	1人	1人	0人
	女性職員	2	2	0
教育委員会	男性職員	1	1	0
	女性職員	13	13	0
警察本部	男性職員	1	1	0
	女性職員	0	0	0
計		18	18	0

		介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
知事部局等	男性職員	0人	0人	1人	0人	0人	0人
	女性職員	1	0	0	0	0	1
教育委員会	男性職員	0	0	0	1	0	0
	女性職員	4	2	1	1	0	5
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	1
	女性職員	0	0	0	0	0	0
計		5	2	2	2	0	7

(4) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア 研修の状況

一般職員（自治研修所）

研 修 名 等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	13回	58日	408人	市町村職員を含む。
採用2年目	1	2	104	
一般職員第 課程	9	27	259	市町村職員を含む。
一般職員第 課程	10	11	327	市町村職員を含む。
新任主任	3	6	86	
中堅職員	9	18	260	市町村職員を含む。
新任係長	6	18	120	市町村職員対象
新任主幹	3	6	195	
新任グループリーダー	3	9	138	
フラット化グループ化に伴うグループリーダー	11	11	567	
新任課長補佐	2	6	80	市町村職員対象
新任課長	3	8	125	市町村職員を含む。
フラット化グループ化に伴う課長	7	4	299	
特別研修	30	63	962	21講座（法務能力開発等）

教育職員（松江教育センター・浜田教育センター）

研 修 名 等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	52回	125日	615人	第 回～第 回、宿泊研修会
経験者	42	108	721	6年目研修、11年目研修
管理職	14	14	1,641	校長及び教頭
各主任等	30	45	2,009	特殊教育専任教員研修、教務主任研修
テーマ研修	27	45	907	学校栄養職員研修、体育科実技研修等
能力開発	158	335	1,929	教科、生徒指導、情報教育等

(注) 対象 小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校、幼稚園の教育職員

警察職員（警察学校）

研 修 名 等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	3回	671日	73人	短期課程（6月）、長期課程（11月）
一般職員初任科	1	29	10	警察主事対象
初任総合	3	194	44	短期課程（2月）、長期課程（3月）
警部補・巡査部長任用科	2	24	26	
部門別任用科	3	49	30	刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	26	168	277	交通事故事件捜査、被害者対策等

イ 勤務成績の評定状況

区 分	評定回数	評定時期	評定対象者数
知事部局等	1回	16年11月	4,364人
教育委員会	1回	16年11月	2,646人
警 察	1回	16年12月	1,625人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況 区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	専任すべき 事業場数 (箇所)	うち専任 事業場数 (箇所)	専任すべき 事業場数 (箇所)	うち専任 事業場数 (箇所)	専任すべき 事業場数 (箇所)	うち専任 事業場数 (箇所)	専任者数 (人)	専任すべき 事業場数 (箇所)	うち専任 事業場数 (箇所)
知事部局等	5	5	7	7	29	29	35	55	55
教育委員会	0	0	0	0	37	37	38	27	27
警察本部	0	0	0	0	7	7	9	17	17

選任状況 区分	産 業 医				委 員 会				左のうち、 安全衛生委 員会として 設置してい る事業場数 (箇所)
	専任すべき 事業場数 (箇所)	うち専任 事業場数 (箇所)	専任者数 (人)	実専任者数 (箇所)	設置すべき 事業場数 (箇所)	うち設置 事業場数 (箇所)	設置すべき 事業場数 (箇所)	うち設置 事業場数 (箇所)	
知事部局等	29	29	29	14	29	29	7	7	7
教育委員会	37	37	37	37	37	37	0	0	0
警察本部	7	7	7	6	7	7	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費

知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくり及び文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行う。	17,321
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催及び安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行う。	4,793
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスを受けられるように健康相談、健康教育等を実施する。	3,027
メンタルヘルス対策事業	職員が精神疾患の予防、病気及び医療に関して適切なアドバイスを受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施する。	4,352
活力維持事業	職員が活力を維持できるように、スポーツ大会及び文化事業を勤務時間外において実施する。	2,688
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプラン講座等を実施する。	4,935
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施する。	60,033
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）及び島根県企業局被服等貸与規程（昭和49年企総第136号）に基づき職員に被服（作業衣、白衣等）を貸与する。	15,862
互助会補助金	職員が福利厚生制度を活用するために、各種福利厚生事業を行う互助会に対し補助金を交付する。	43,073

	補助対象事業の内容は、厚生事業助成金（10,000円を上限に会員に宿泊施設利用、文化鑑賞等の助成を行う。）、健康増進支援事業（スポーツ・レクリエーション事業）及びサークル活動である。なお、この補助金は、平成17年度から廃止した。	
合 計		156,084

教育委員会

事 業 名	事 業 の 概 要 ・ 目 的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善及び教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催、衛生管理者及び産業医の配置、研修等を行う。	1,415
健康相談・指導事務	教職員が病気の予防又は健康に対する適切なアドバイスが受けられるように、講習会や健康相談等を実施する。	4,724
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防及び早期の対処を行えるように、専門相談、研修会等を実施する。	540
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見及び予防に努め、心身ともに健康で働くことができるように、各種法定健康診断等を実施する。	55,111
互助会補助金	教職員が福利厚生制度を活用するために、各種福利厚生事業を行う教職員互助会に対し補助金を交付する。 補助対象事業の内容は、教職員コミュニケーション事業（職場等で元気回復に取り組む事業を実施した場合の助成）、マイプラン事業（10,000円を上限に会員に元気回復や自己研鑽のための助成を行う。）、ライフプランセミナーの実施、福利厚生に関する広報啓発等である。なお、この補助金は、平成17年度から廃止した。	69,058
合 計		130,848

警察本部

事 業 名	事 業 の 概 要 ・ 目 的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催及び安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行う。	2,341
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施する。	378
メンタルヘルス対策事業	職員が精神疾患の予防、病気及び医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施する。	33
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプラン講座等を実施する。	10
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施する。	25,315
互助会補助金	職員が福利厚生制度を活用するために、各種福利厚生事業を行う互助会に対し補助金を交付する。 補助対象事業の内容は、福利厚生倶楽部会費（福利厚生代行サービス）	30,816

	及びカフェテリアプラン (10,000円を上限に会員に健康対策、自己啓発、余暇活動及び生活支援のための助成を行う。) である。なお、この補助金は、平成17年度から廃止した。	
合 計		58,893

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類 (法定検診)	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
定期健康診断	6,648人	6,235人	3,784人	3,753人	1,082人	1,079人
採用時健康診断	39	39	103	103	56	56
結核健康診断	8	4	0	0	0	0

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成16年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成16年度中において人事委員会からの是正の指示はなかった。

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

㊦ 採用試験

a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・心理・獣医師・薬学・水産・農業土木・土木・警察事務・少年補導	<p>(獣医師を除く試験区分)</p> <p>昭和50年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者</p> <p>昭和58年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの(卒業見込みのものを含む。)</p> <p>(獣医師)</p> <p>昭和46年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた者</p> <p>獣医師は、獣医師免許を有する者(5月31日までに取得見込みのものを含む。)</p> <p>薬学は、薬剤師免許を有する者(6月30日までに取得見込みのものを含む。)</p> <p>水産は、水産業改良普及員の資格を有する者(3月31日までに取得見込みのものを含む。)</p>	5月18日から6月11日まで	6月27日	7月26日から7月28日まで	<p>教養試験</p> <p>五肢択一式 45問150分</p> <p>必須問題 (25問)及び 選択問題 (30問中20問)</p> <p>専門試験</p> <p>五肢択一式 40問120分</p>	<p>人物試験</p> <p>個別面接 集団討論 (行政) 論文試験 適性検査 身体検査</p>
高校卒業程度試験	一般事務・学校事務(出雲)・土木	昭和58年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者	8月9日から9月3日まで	9月26日	10月25日から10月29日まで	<p>教養試験</p> <p>五肢択一式 50問120分</p> <p>専門試験 (土木)</p> <p>五肢択一式 120分</p>	<p>人物試験</p> <p>個別面接 作文試験 適性検査 身体検査</p>

資 格 免 許 職 試 験	臨床検査技師	昭和51年 4月 2日から 昭和59年 4月 1日まで に生まれた者で、臨床 検査技師の免許を有す るもの（取得見込みの ものを含む。）	8月 9日 から 9月 3日まで	9月26日	10月25日 から10月 29日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 又は択一式 及び記述式 120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
	視能訓練士	昭和51年 4月 2日から 昭和59年 4月 1日まで に生まれた者で、視能 訓練士の免許を有する もの（取得見込みのも のを含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	助産師	昭和50年 4月 2日から 昭和59年 4月 1日まで に生まれた者で、助産 師の免許を有するもの （取得見込みのもの を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	看護師	昭和51年 4月 2日から 昭和60年 4月 1日まで に生まれた者で、看護 師の免許を有するもの （取得見込みのもの を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	司書	昭和52年 4月 2日から 昭和60年 4月 1日まで に生まれた者で、司書 の資格を有するもの （取得見込みのもの を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
警察官 (10月採用・大学卒) 試験	警察官 昭和48年 4月 2日から 昭和57年 4月 1日まで に生まれた者で、大学 を卒業したもの（9月 30日までに卒業見込 みものを含む。） 昭和57年 4月 2日以降 に生まれた者で、大学 を卒業したもの（9月 30日までに卒業見込 みものを含む。）	4月 5日 から 4月 23日まで	5月16日	7月 5日 から 7月 8日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検 査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査	

警察官 (大学卒) 試験	警察官	昭和49年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業したもの(卒業見込みのものを含む。) 昭和58年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの(卒業見込みのものを含む。)	5月17日から6月11日まで	7月11日	8月23日から8月26日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	同上
警察官 (高校卒業程度) 試験	警察官	昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者(大学を卒業したもの及び卒業見込みのものを除く。)	7月8日から8月6日まで	9月19日	11月8日から11月11日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査	同上

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 H17.5.1現在				
					短大卒	高校卒	その他	計		短大卒	高校卒	その他	計		短大卒	高校卒	その他	計				短大卒	高校卒	その他	計
行政	政	6	男	268	183			183	68.3%	19			19	17	5			5	2.7%	36.6	5				
			女	113	79	2	1	82	72.6%	4			4	4	1			1	1.2%	82.0	1				
			計	381	262	2	1	265	69.6%	23			23	21	6			6	2.3%	44.2	6				
心理	理	1	男	13	13			13	100.0%	2			2	2	1			1	7.7%	13.0	1				
			女	25	18			18	72.0%	2			2	2											
			計	38	31			31	81.6%	4			4	4	1			1	3.2%	31.0	1				
獣医師	師	5	男	3	3			3	100.0%	3			3	3	3			3	100.0%	1.0	3				
			女	5	3			3	60.0%	3			3	3	2			2	66.7%	1.5	2				
			計	8	6			6	75.0%	6			6	6	5			5	83.3%	1.2	5				
薬学	学	6	男	8	8			8	100.0%	6			6	6	2			2	25.0%	4.0	2				
			女	10	8			8	80.0%	6			6	6	4			4	50.0%	2.0	4				
			計	18	16			16	88.9%	12			12	12	6			6	37.5%	2.7	6				
水産	産	1	男	9	7			7	77.8%	4			4	4	1			1	14.3%	7.0	1				
			女	3	3			3	100.0%					4	1			1	10.0%	10.0	1				
			計	12	10			10	83.3%	4			4	4	1			1	10.0%	10.0	1				
農業土木	木	1	男	16	9			9	56.3%	2			2	2	1			1	11.1%	9.0	1				
			女	5	3			3	60.0%	3			3	3											
			計	21	12			12	57.1%	5			5	5	1			1	8.3%	12.0	1				
土木	木	1	男	43	27	2	1	30	69.8%	4			4	4	1			1	3.3%	30.0	1				
			女	6	2	1		3	50.0%	1			1	1											
			計	49	29	3	1	33	67.3%	5			5	5	1			1	3.0%	33.0	1				
警察事務	務	1	男	34	29			29	85.3%	3			3	2											
			女	28	21			21	75.0%	2			2	2	1			1	4.8%	21.0	1				
			計	62	50			50	80.6%	5			5	4	1			1	2.0%	50.0	1				
少年輔導職員	員	2	男	13	10			10	76.9%	3			3	1				1	10.0%	10.0	1				
			女	13	9			9	69.2%	4			4	3	1			1	11.1%	9.0	1				
			計	26	19			19	73.1%	7			7	4	2			2	10.5%	9.5	2				
合計	計	24	男	407	289	2	1	292	71.7%	46			46	41	15			15	5.1%	19.5	15				
			女	208	146	3	1	150	72.1%	25			25	24	9			9	6.0%	16.7	9				
			計	615	435	5	2	442	71.9%	71			71	65	24			24	5.4%	18.4	24				

第1次試験：6月27日 第2次試験：7月26日～7月28日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 H17.5.1現在		
					短大卒	高校卒	その他	計		短大卒	高校卒	その他	計		短大卒	高校卒	その他	計					
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他					
高 校 卒 業 程 度	一 般 事 務	2	男	42	1	21	13	35	83.3%			1	5	6	6			2	2	5.7%	17.5	1	
			女	29	11	9	3	23	79.3%			2			2	2			2	3.4%	29.0	1	
			計	71	12	30	16	58	81.7%			3	5	8	8	4	4			1	12.5%	8.0	1
士 木	1		男	8		6	2	8	100.0%			3	1	4			1		1	12.5%	8.0	1	
			女	3																			
			計	11		6	2	8	72.7%			3	1	4	4	4	4	1	1	12.5%	8.0	1	
学 校 事 務 (出雲地区)	2		男	24		8	12	20	83.3%			1	4	5	3				2	20.0%	5.0	2	
			女	15		6	2	10	66.7%			1	1	2	2	2			1	1	6.7%	15.0	2
			計	39		14	14	30	76.9%			2	5	7	5	7	5	13	3	4.8%	21.0	2	
合 計	5		男	74		35	27	63	85.1%			5	10	15	13			2	3	6.1%	16.5	2	
			女	47		13	5	33	70.2%			3	1	4	4	4	4	4	1	1	5.2%	19.2	2
			計	121		48	32	96	79.3%			8	11	19	17	17	17	2	3	5.2%	19.2	2	

第1次試験：9月26日 第2次試験：10月25日～10月29日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 H17.5.1現在		
					短大卒	高校卒	その他	計		短大卒	高校卒	その他	計		短大卒	高校卒	その他	計					
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他					
資 格 免 許 職	臨床検査技師	1	男	7	3		3	6	85.7%					5				1	3.3%	30.0	1		
			女	31	15	9	6	30	96.8%			4	1		5	5	1	1	2.8%	36.0	1		
			計	38	18	9	9	36	94.7%			4	1		5	5	1	1	33.3%	3.0	1		
視能訓練士	1		男	2	1		1	2	100.0%			1	2	2	2			1	1	20.0%	5.0	1	
			女	3			3	3	100.0%					2	2	2			1	1	33.3%	3.0	1
			計	5	1		4	5	100.0%			1		3	4	4	4	1	1	20.0%	5.0	1	
助 産 師	2		男	7		4	3	7	100.0%			2	3	5	7			2	2	28.6%	3.5	2	
			女	7		4	3	7	100.0%			2	3	5	7			2	2	28.6%	3.5	2	
			計	7		4	3	7	100.0%			2	3	5	7			2	2	28.6%	3.5	2	
看 護 師	26		男	4		1	2	50.0%			1		1	1	1								
			女	108	30	49	19	98	90.7%			29	40	9	78	67	22	26	6	55.1%	1.8	30	
			計	112	30	50	20	100	89.3%			29	41	9	79	68	22	26	6	54.0%	1.9	30	
司 書	1		男	10	8		8	80.0%			2			2	2								
			女	57	34	11	45	78.9%			2	1		3	3	1			1	2.2%	45.0	1	
			計	67	42	11	53	79.1%			4	1		5	5	1			1	1.9%	53.0	1	
合 計	31		男	23	12	1	5	18	78.3%			3	1	5	5								
			女	206	79	62	31	183	88.8%			35	44	14	93	84	24	26	9	32.2%	3.1	35	
			計	229	91	63	36	201	87.8%			38	45	15	98	89	24	26	9	29.4%	3.4	35	

第1次試験：9月26日 第2次試験：10月25日～10月29日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 H17.5.1現在			
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒				短大卒	高校卒	その他
警	大卒 (10月採用)	17	男	152	122			80.3%	42			42	41	23			23	18.9%	5.3	22	
		3	女	26	24			92.3%	9			9	9	4			4	16.7%	6.0	3	
		20	計	178	146			82.0%	51			51	50	27			27	18.5%	5.4	25	
察	大卒	30	男	373	272			72.9%	91			91	68	36			36	13.2%	7.6	30	
		4	女	67	45			67.2%	13			13	10	4			4	8.9%	11.3	4	
		34	計	440	317			72.0%	104			104	78	40			40	12.6%	7.9	34	
官	高卒程度	17	男	173		11	85	19	115	5	31	9	45	29	1	17	4	22	19.1%	5.2	20
		2	女	32		6	10	5	21	4	3	3	7	15	2	2	1	3	14.3%	7.0	3
		19	計	205		17	95	24	136	5	35	12	52	44	1	19	5	25	18.4%	5.4	23
合	計	64	男	698	394	11	85	19	509	133	31	9	178	138	59	17	4	81	15.9%	6.3	72
		9	女	125	69	6	10	5	90	22	4	3	29	34	8	2	1	11	12.2%	8.2	10
		73	計	823	463	17	95	24	599	155	35	12	207	172	67	1	19	5	92	15.4%	6.5

大卒試験(10月採用) 第1次試験：5月16日、第2次試験：7月5日～8日

大卒試験 第1次試験：7月11日、第2次試験：8月23日～27日

高卒程度試験 第1次試験：9月19日、第2次試験：11月9日～11月11日

㊦ 昇任試験

a 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施 通知日	第1次試験	第2次 試験	第1次試験	第2次 試験
警部昇任 試験	一般	警部補として勤務 した期間が4年以上の者	6月4日	10月14日	11月22日	筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補昇 任試験	一般	巡査部長として勤務 した期間が4年 (大卒者にあつて は2年)以上の者	6月4日	(予備試験) 9月22日 (1次試験) 10月13日	11月22日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務 した期間が8年 以上の者	6月4日	10月13日	11月22日	筆記試験4科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長 昇任試験	一般	巡査として勤務し た期間が4年(大 卒者にあつては2 年)以上の者	6月4日	(予備試験) 9月21日 (1次試験) 10月12日	11月18日 11月19日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務し た期間が12年(大 卒者にあつては8 年)以上の者	6月4日	10月12日	11月18日 11月19日	筆記試験4科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込 者数	予 備 試 験			第 1 次 試 験			第 2 次 試験合 格者数	最 終 合格 率	昇任 者数
			受 験 者 数	受 験 率	合 格 者 数	受 験 者 数	受 験 率	合 格 者 数			
警部昇任 試験	一般	人 119	人 -	% -	人 -	人 115	% 96.6	人 27	人 15	% 13.0	人 15
警部補昇 任試験	一般	140	140	100.0	90	100	91.7	52	39	39.0	39
	専門	24	-	-	-	23	95.8	12	9	39.1	9
	計	164	140	100.0	90	123	92.5	64	48	39.0	48
巡査部長 昇任試験	一般	225	220	97.8	93	113	100.0	61	46	40.7	46
	専門	29	-	-	-	28	96.6	19	13	46.4	13
	計	254	220	97.8	93	141	99.3	80	59	41.8	59
合 計		537	360	98.6	183	379	96.2	171	122	32.2	122

(注) 印は、予備試験免除を除く。(警部補予備免除者19名、巡査部長予備免除者20名)

イ 選考

㊦ 採用選考

a 適用根拠規定状況

規 定		部 局	知事部局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	計
			人	人	人	人	人
職員の任用に関する規則 (昭和27年島根県 人事委員会規則第 12号)	第7条 第2号	職員の任用に関する細則(昭和28年島根県人事委員会細則第1号)第3条第1号及び第2号(行政職及び公安職の4級以上)	16 (16)	-	11 (11)	-	27 (27)
		職員の任用に関する細則第3条第3号(海事職)	-	-	-	-	
		職員の任用に関する細則第3条第4号(研究職の2級以上)	-	-	-	-	
		職員の任用に関する細則第3条第5号~第7号(医療職)	13 (1)	-	-	-	13 (1)
	第7条第5号(他の地方公共団体又は国の在職者)	1 (1)	-	3 (3)	-	4 (4)	
	第7条第6号(かつて職員であった者)	-	-	-	-	-	
	第7条第7号及び第8号(競争試験を行うことが不適当な職)	6	-	1	-	7	
附則第2項(第5条第1項にかかわらず選考によることができるもの)	-	-	-	-	-		
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条		-	-	-	-	-	
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条		1	-	-	-	1	
合 計		37 (18)	-	15 (14)	-	52 (32)	

(注) ()内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

職 種	部 局	知事部局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
行 政 職	部 ・ 次 長 級	2人	人	人	人	2人
	課 長 級	9				9
	グ ル ー プ リ ー ダ ー	5		1		6
	主任・主任主事・主任 技師・主事・技師級	4		1		5
	計	20		2		22
公 安 職	警 視			1		1
	警 部 ・ 警 部 補 級			9		9
	巡 査 部 長			3		3
	巡 査					
	計			13		13
海 事 職						
研 究 職	学 芸 員	1				1
	研 究 員	2				2
医 療 職 (一)	医 師	13				13
医 療 職 (二)						
医 療 職 (三)						
任 期 付 研 究 員		1				1
合 計		37		15		52

c 公開選考試験実施結果 (a又はbの一部)

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)				受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 計17.5.1 現在	備考					
				短大卒		高校卒		短大卒		高校卒			短大卒		高校卒			短大卒		高校卒										
				大学卒	計	大学卒	計	大学卒	計	大学卒	計		大学卒	計	大学卒	計		大学卒	計	大学卒	計									
学芸員	1	7	男	6				1				1				1					1	6.0	1	16.7%	6.0	1	1次試験 9/26実施 2次試験 11/8実施			
			女	19	1				5				5				5					1	26.0	1	3.8%	26.0	1			
			計	25	1				6				6				6					1	3.8%	26.0	1					
研究員	1	7	男	7				3				3				3					2	3.5	2	28.6%	3.5	2	1次試験 9/26実施 2次試験 11/8実施			
			女																			2	28.6%	3.5	2					
			計	7	7				3				3				3					2	28.6%	3.5	2					
身体障害者対象 (一般事務)	1	2	男			1																								
			女	1																		1	2.0	1	50.0%	2.0	1			
			計	1	1																	1	2.0	1	50.0%	2.0	1			
身体障害者対象 (警察事務)	1	1	男																											
			女																											
			計																											
職業訓練指導員	1	2	男																											
			女																											
			計																											
診療情報管理士	1	2	男																											
			女	1																										
			計	1	1																									
合計	6	50	男	21	14	2	3	4				4				4														
			女	29	21	1	1	5				5																		
			計	50	35	1	3	9				9						9												

選考試験

(イ) 昇任選考

級別昇任者数

給料表	部局 級	知事部局	企業局、議会 各委員等	教育委員会	警察本部	計
行政職	11	5人	1人	1人	人	7人
	10	15			1	16
	9	19	1		1	21
	8	78	2	14	2	96
	7	115	6	27	16	164
	6	83	4	9	4	100
	5	97	2	10	5	114
	4	104	8	28	7	147
	3	58		5	5	68
	2	8	1	2		11
計	582	25	96	41	744	
公安職	10				6	6
	9				6	6
	8				14	14
	7				33	33
	6				41	41
	5				30	30
	4				55	55
	計				185	185
海事職	5					
	4			1		1
	3			1		1
	2	1		3		4
	計	1		5		6
研究職	5	4			1	5
	4	3				3
	3	6		1		7
	計	13		1	1	15
医療職(一)	4	5				5
	3	5				5
	2	4				4
	計	14				14
医療職(二)	7					
	6	6				6
	5	6		1		7
	4	3		1		4
	3	8				8
	2	1				1
	計	24		2		26
医療職(三)	7	1				1
	6	7				7
	5	10				10
	4	19				19
	3	30				30
	計	67				67
合計		701	25	104	227	1,057

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成16年9月6日及び10月13日に県議会議長及び知事に対し、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告した。その概要は、次のとおりである。

ア 職員の給与（寒冷地手当）に関する報告及び勧告（平成16年9月6日）

㊦ 報告

人事院は、国家公務員の寒冷地手当について、民間事業所における寒冷地手当の支給状況に基づき、民間準拠の考えから北海道を支給地域とし、併せて、それに準ずる本州の一部地域に限定して支給対象とする勧告を行った。

本委員会は、民間給与実態調査の結果、県内の民間事業所では寒冷地手当がほとんど支給されていないこと、また、職員の人事異動は県内異動が基本であることから、本県においては寒冷地手当を廃止することが適当であると判断した。

なお、特例条例による給料の減額措置が行われている状況の中であって、寒冷地手当の廃止が職員に与える影響はさらに大きくなると考えられることから、手当の廃止に当たっては所要の経過措置が必要であるとする。

㊧ 勧告

本委員会は、寒冷地手当について、次の措置を執られるよう勧告する。

- a 寒冷地手当は、今年度から廃止すること。
- b 廃止に伴う経過措置として、今年度に限り、現行規定による支給額の2分の1の額を支給すること。

イ 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成16年10月13日）

㊦ 報告

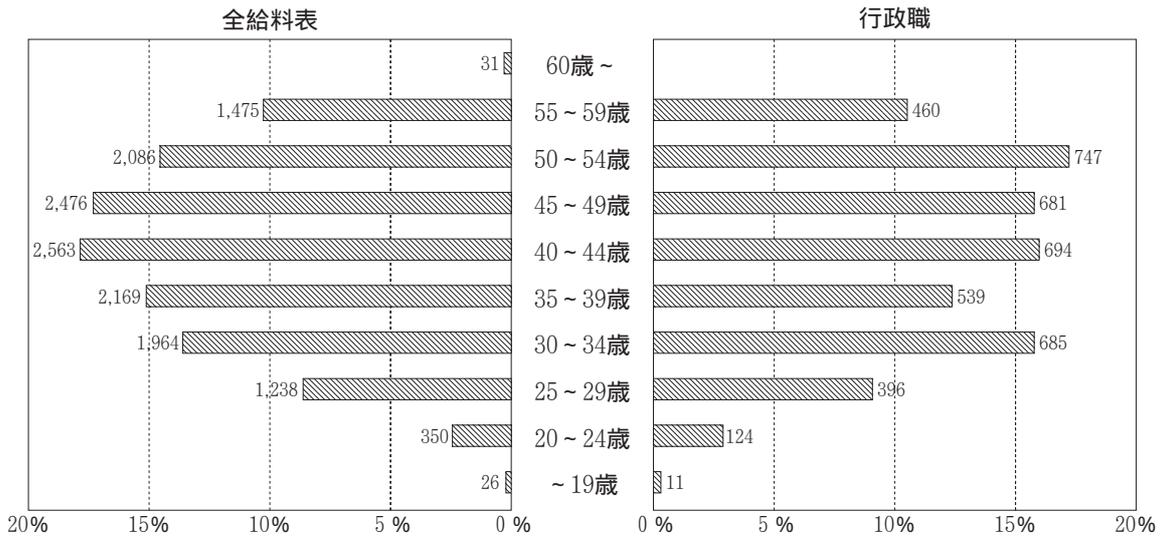
a 職員給与の概況

県職員の平成16年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数及び構成比

給料表	区 分	職 員 数		構 成 比	
		平成16年	平成15年	平成16年	平成15年
行 政 職		4,337人	4,401人	30.2%	30.2%
公 安 職		1,422	1,413	9.9	9.7
海 事 職		62	61	0.4	0.4
研 究 職		244	245	1.7	1.7
医 療 職 (一)		141	141	1.0	1.0
医 療 職 (二)		292	301	2.0	2.1
医 療 職 (三)		576	578	4.0	4.0
大 学 教 育 職		127	129	0.9	0.9
高 等 学 校 等 教 育 職		2,193	2,238	15.3	15.4
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職		4,984	5,049	34.7	34.7
合 計		14,378	14,556	100.0	100.0

職員の年齢階級別人数及び構成比



職員の平均給与月額状況

項目	区分	全職員		行政職の職員	
		平成16年	平成15年	平成16年	平成15年
給 料		380,175円	381,057円	355,543円	355,724円
		368,486	369,340	344,261	344,453
扶 養 手 当		11,602	11,809	12,940	13,077
調 整 手 当		653	719	377	554
住 居 手 当		4,174	4,743	2,914	3,633
通 勤 手 当		5,797	7,249	5,987	7,647
特 地 勤 務 手 当		5,107	5,412	3,794	3,992
寒 冷 地 手 当		1,902	1,889	2,020	1,989
そ の 他		3,392	4,002	1,972	1,916
合 計		412,802	416,880	385,547	388,532
		401,113	405,163	374,265	377,261

- (注) 1 「給料」及び「合計」の上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。
 2 「給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 3 「特地勤務手当」の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
 4 「その他」は、初任給調整手当等である。

b 民間給与実態調査の概要

本年5月、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内170の民間事業所のうちから層化無作為抽出法により抽出した100事業所のうち98事業所に対し「平成16年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務に類似すると認められる職務に従事する者4,392人について、本年4月分として支払われた給与月額、特別給(ボーナス)をはじめとした諸手当及び雇用情勢等の調査を行った。

民間給与の状況

民間の従業者（事務・技術関係職種）		民間給与
企業規模500人以上	企業規模500人未満	
支店長・工場長、部長、次長		705,910円
課長	支店長・工場長、部長、次長	505,767
課長代理	課長	459,951
係長	課長代理	414,147
係長	係長	336,194
主任	係長	276,887
主任	主任・係員	212,297
係員	主任・係員	197,587
全	体	374,516

民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施	定期昇給実施			定期昇給停止	定期昇給制度なし
			昨年に比べ増額	昨年に比べ減額	昨年と変化なし		
一般職	86.2%	79.4%	23.3%	4.6%	51.5%	6.8%	13.8%
管理職	74.4	67.5	21.0	3.0	43.5	6.9	25.6

民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
一般職	25.9%	57.0%	2.5%	14.6%
管理職	25.9	46.9	1.2	26.0

民間における雇用調整等の調整内容

項目 区分	採用の停止・抑制	部門整理・部門間配転	委託・派遣社員へ転換	転籍出向	一時帰休・休業	残業の規制	希望退職者の募集	正社員の解雇
平成16年	8.7%	6.8%	10.1%	8.8%	- %	5.7%	2.5%	1.1%
平成15年	27.2	15.0	15.5	4.8	5.9	13.4	-	1.1

（注） 雇用調整の有無を項目別に調査

調整内容の各項目は重複回答であり、何らかの雇用調整等を実施した事業所は、25.5%（昨年48.7%）であった。

c 県職員給与と民間給与との比較

(a) 公民給与の較差

職員給与と民間給与を比較すると、職員給与は減額措置前385,547円であり、民間給与374,516円に対して11,031円(2.86%)上回り、減額措置後374,265円では251円(0.07%)下回っている。

本県(行政職)の職員給与と県内の民間給与との較差

民間給与 (A)	行政職の職員給与 (B)		較差 (A) - (B)
374,516円	減額措置前	385,547円	11,031円 (2.86%)
	減額措置後	374,265円	251円 (0.07%)

(注) 較差は、寒冷地手当見直し(本年経過措置分1,010円)後では、減額措置前 10,021円(2.61%)、減額措置後では1,261円(0.34%)である。

(b) 扶養手当

民間における家族(扶養)手当の支給状況については、職員の扶養手当の現行支給状況とほぼ見合うものとなっている。

民間の家族手当及び職員の扶養手当の状況

区 分	民 間	職 員
配偶者	13,195円	13,500円
配偶者と子1人	18,182円	19,500円
配偶者と子2人	23,013円	25,500円

(c) 住居手当

民間における住宅手当については、51.2%(昨年49.6%)の事業所で支給されていた。

(d) 特別給

民間における、特別給については、直近1年間で調査したところ、年間計4.13月分(昨年3.98月分)が支給されており、昨年より年間0.15月分増加している。

民間における特別給の支給状況

平成16年	特別給の支給割合		
	下 半 期 (平成15年8月~平成16年1月)	上 半 期 (平成16年2月~平成16年7月)	年 間 計
	2.12 月分	2.02 月分	4.13 月分
平成15年	上 半 期 (平成14年5月~平成14年10月)	下 半 期 (平成14年11月~平成15年4月)	年 間 計
	1.89 月分	2.09 月分	3.98 月分

- (注) 1 調査期間が平成16年から変更されている。
 2 支給割合については、小数第3位を四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。
 3 職員の場合、年間の平均支給月数は4.40月である。

d 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省「小売物価統計調査」)は、昨年に比べ全国で0.4ポイント下落の97.9(前年98.3)、松江市で0.5ポイント下落の98.0(同98.5)となっている。

一方、本年4月の勤労者世帯消費支出(同省「家計調査」)は、昨年に比べ全国で6.6%増の366,027円(昨年343,295円)、松江市では調査客体数の少なさ(松江市:55客体)から変動が大きく27.1%増の390,088円(同306,868円)となっている。

e むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等をどのように評価し、どのような措置を行っていくのが適当か、国及び他の都道府県の動向、さらに特例条例による給料の減額等を踏まえて任命権者及び職員団体の意見を聴取するなど、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、次のとおり結論を得た。

(a) 給 与

本県の民間事業所においては、雇用調整等は厳しい措置も引き続き実施されているものの、昨年に比べ緩和している。一方、給与等の状況を見ると、定期昇給を実施した事業所は昨年に比べ増加しているが、ベースアップを行っていない事業所が増加するなど厳しい状況は変わっていない。

本年 4 月分の職員給与は、特例条例による減額措置前では昨年に引き続き民間給与を上回り、減額措置後では民間給与を下回っている。また、8 月からの減額率の引上げにより、その差はさらに大きくなっている。

このような状況並びに国及び他の都道府県の動向などを考慮した上で、寒冷地手当については、支給時期等を勘案して先に勧告したところであり、今回、月例給及び寒冷地手当を除く他の手当については、国と同様に現行の水準を維持することが適当であると判断し、次のとおり報告する。

i 給料表

行政職給料表及びその他の給料表（教育職給料表を除く。）については、改定しないこととする。

教育職給料表については、その特性を考慮の上、現行水準を維持し改定しないこととするが、大学教育職給料表については 1 級を削除して 4 級構成の給料表とする。

ii 農林漁業改良普及手当

制度改正に伴い資格要件等が変更されることから、その内容を把握し新たに定める必要がある。

iii 特殊勤務手当

平常の業務と区分して特別な業務に携わった実績に基づいて支給されるものであるため、引き続き手当てごとの実態等を精査するとともに、実績を重視した支給内容となるよう検討を進める必要がある。

iv 通勤手当

交通用具使用者に対する手当については、燃料価格の動向に注視していく必要がある。

v 特勤勤務手当、へき地手当

両手当とも同様の趣旨の手当であるが、基準の違いから同一地域であっても級地、支給率が異なるという問題がある。現在、国では両手当の見直しが始まったところであり、その動向を注視しながら検討を進める必要がある。

vi 教育職員の諸手当

行政職等と同様に改定しないこととするが、今後、国及び他の都道府県の動向を注視しながら検討を進める必要がある。

vii その他

人材の確保が困難な職（主として獣医師）の処遇について検討する必要がある。

(b) 給与制度の見直しについて

本県における給与制度については、職務給の原則に従い見直しや制度改正を進めてきたところであるが、採用年次を重視した昇格運用や特別昇給等が行われてきた結果、職員の給与が年功的となっている。この点については、包括外部監査においても同様の指摘がなされたところである。

職員の昇任、昇給に当たっては、新たな人事評価システムを確立し、能力・実績を反映する給与制度となるよう、国の動向にも注視しつつ転換を進めていく必要がある。

(c) 人事管理上の課題について

i 総労働時間の短縮

各任命権者においては、年次有給休暇の取得促進、時間外勤務の上限設定、ノー残業デー、労使一体となった検討会の実施などにより一定の成果をあげているが、平成15年をみると、なお不十分と言える。政府目標である1800労働時間に向けて、さらに取り組みを強化する必要がある。

教育職員の終業時間から退庁時間までの実態調査によると、2時間以上の時間外在が相当の割合であることから、引き続き実態把握に努めるとともに、原因の一つと考えられる部活動やいわゆる補習などとの関連についても検討が必要である。

ii 健康管理対策

各任命権者においては、メンタルヘルス対策として相談窓口の設置や研修会を行っているが、さらに職場に定着させるため、職場研修による偏見の除去やマネジメント強化等の対策を推進する必要がある。

受動喫煙防止対策は着実に進展しているが、一部の職場について対策が実施されていないので、早急に改善を図り、すべての職場で受動喫煙ゼロが達成される必要がある。

iii 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、女性の管理職への積極的な登用及び意思決定過程への参加機会の充実が必要である。

また、各任命権者においてセクシュアルハラスメントのない職場づくりのために、研修の実施、パンフレットの配布等の取り組みを進めているが、今後とも継続的に職員の教育に努める必要がある。

iv 休暇の拡充

少子化対策や地域における行政と住民の協働の推進などの観点から、現行の子育てやボランティアのための休暇制度について検討を加えるとともに、職員を取り巻く諸事情にも対応する無給休暇制度について、具体化に向けた検討を進める必要がある。

v 研修の充実

地方分権の進展に伴う行政の高度化、専門化に対応するとともに、職員自らの能力向上への意欲に応えるため、研修の充実が必要である。

(d) 勧告実施の要請について

給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、長年の経緯を経て県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方式として定着し、行政運営の安定に寄与してきている。

特に、近年は行政ニーズが増大するとともに、複雑・多様化する困難な仕事が多くなっている中で、個々の職員は強い使命感をもってこれらに立ち向かっており、職員給与は、そのような職員の努力や成果に的確に報いていく必要がある。

しかしながら、8月からさらなる減額率の引上げを伴った特例条例による給料の減額措置は、財政再建団体への転落を回避するための緊急避難的なものであるとはいえ、職員の生活に与える影響は極めて大きいものであり、諸情勢が整い次第、本来あるべき職員の給与水準が確保されるべきと考える。

議長及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。

(イ) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

a 改定内容

(a) 給料表

県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）に規定する現行の大学教育職給料表を別記第1のとおり改定すること。

この給料表への切替えは、別記第2の切替要領によること。

(b) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

（別記第 1 及び第 2 省略）

（参考） 勧告の取扱い 本委員会の勧告のうち、寒冷地手当については条例公布の日（平成16年10月12日）、給料表については条例の公布日の属する月の翌月の初日（平成17年 1 月 1 日）から改定がなされた。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成16年度中において措置の要求はなかった。

また、係属中の事案もなかった。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成16年度中において不服申立てはなかった。

また、係属中の事案もなかった。

